

自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借契約仕様書

- 1 件 名 佐野市立小中学校等 自動体外式除細動器 (A E D) 賃貸借契約
- 2 納入場所 別紙のとおり
- 3 入札想定品 (AED)
 - (1) フィリップスエレクトロニクス社製 ハートスタート HS1 + e
 - (2) 日本光電工業株式会社製 カルジオライフ AED-3100
- 4 数 量
 - (1) 賃貸借台数 38 台
 - (2) 付 属 品 本体に付属する装置等は、1 台につき次のとおりとする。
 - ① AED 本体(バッテリーを含む) 1 台
 - ② キャリングケース 1 台
 - ③ 電極パッド 成人用 2 組、小児用 1 組
(成人・小児共用のものは 2 組で可)
 - ④ 救急セット 1 式
はさみ、人工呼吸用マウスピース、手袋、かみそり等の脱毛用具、
ペーパータオル等
 - ⑤ 取扱説明書 (日本語) 1 部
- 5 賃貸借期間 令和 4 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 1 2 月 3 1 日 (6 0 ヶ月)
地方自治法第 2 3 4 条の 3 (長期継続契約とする)
- 6 納入期限 契約開始日の前日までに別紙一覧に記載の場所に納入すること
- 7 機器仕様書 (機能・性能)
 - (1) 新品・未使用の装置であること
 - (2) JRC 蘇生ガイドライン 2 0 1 5 に対応していること
 - (3) 二相性波計による除細動器であること
 - (4) 成人/小児モードを切換えることができる機能を有すること
 - (5) AED、電極パッドとも医療用具 (除細動器) として薬事法上の承認を得ていること
 - (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有し動作を指示できること
 - (7) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化

があった場合には、安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること

- (8) セルフテスト結果を確認するインジケータは 1 種類であること
- (9) 電極パッドは、あらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること（別袋に収納でも可）
- (10) 機器本体が毎日、セルフテストを実施していること。その内容として、内部回路、バッテリー容量、パッド間の導通等のチェックを行っており、パッドの乾燥やケーブルの断線などの異常を事前に識別できること。また、異常があった場合には、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有すること
- (11) 保証期間を 5 年以上有していること

8 定期点検

平成 21 年 4 月 16 日厚生労働省通知「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」で求められている点検以外に、「取扱説明書」に記載された AED 使用のために日常点検等以外で手動での月に 1 回の定期点検を推奨している機種については、受託者が点検を実施し異常の有無について設置担当者へ報告すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。

9 消耗品

- (1) 使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期ごとに速やかに実施すること
また、その費用は契約金額に含むものとする。

なお、成人・小児を共用しない電極パッドの場合、次の交換時期には、「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に対応し、呼称が変更となった電極パッドに交換すること

- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、回収し処分するものとする。

10 保証

リース期間中 AED に故障等が生じた場合には、無償で速やかに現状の復帰に努めること

11 取扱説明

- (1) 納入に際し、各納入施設担当者と打ち合わせを行い、本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと
- (2) 納入後、各納入施設から申し出があった場合、随時、機器使用について説明を行えるサポート体制を整えること

12 納入について

納入の日時については、各納入施設へあらかじめ通知し、調整すること

13 その他

- (1) 賃貸借期間満了後には、各納入施設から機器を引き揚げ、処分すること。またその費用は契約金額に含むものとする。
- (2) 賃貸人はリース期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険又は当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、一般的な動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨定めることができる場合にはこの限りではない。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

別紙

AEDを設置する施設一覧

No.	設置施設名	所在地	施設内での設置場所
1	佐野小学校	金屋下町 10	保健室
2	天明小学校	大祝町 2311	保健室
3	植野小学校	植上町 1272	職員室前廊下
4	界小学校	馬門町 1539	職員室入口
5	犬伏小学校	犬伏下町 1983	保健室
6	犬伏東小学校	伊勢山町 1534	保健室
7	城北小学校	堀米町 1156	保健室
8	旗川小学校	並木町 964	保健室入口
9	吾妻小学校	上羽田町 1369-1	保健室
10	赤見小学校	赤見町 3229	職員室前廊下
11	石塚小学校	石塚町 1408-2	保健室
12	出流原小学校	出流原町 1038-1	職員玄関
13	田沼小学校	田沼町 603	職員玄関廊下
14	吉水小学校	吉水町 832	職員室
15	栃本小学校	栃本町 1037	保健室
16	多田小学校	多田町 998	保健室
17	葛生小学校	葛生西 1-12-1	職員室
18	葛生南小学校	中町 1104	職員室前廊下
19	常盤小学校	仙波町 331-1	保健室
20	氷室小学校	水木町 51	保健室
21	城東中学校	若松町 405	職員室
22	西中学校	大橋町 2026	職員室前廊下
23	南中学校	植下町 1205	保健室
24	北中学校	富岡町 93	保健室前廊下
25	赤見中学校	出流原町 628-1	保健室
26	田沼東中学校	栃本町 2287	多目的ルーム
27	葛生中学校	葛生西 3-4-1	職員室
28	常盤中学校	豊代町 2167	職員室前廊下
29	あそ野学園義務教育学校	戸室町 156	保健室
30	旧 船津川小学校	船津川町 6001	体育館
31	旧 戸奈良小学校	戸奈良町 1140	体育館
32	旧 三好小学校	岩崎町 1341	体育館
33	旧 山形小学校	山形町 649-2	体育館
34	旧 閑馬小学校	閑馬町 911	体育館
35	旧 下彦間小学校	下彦間町 500	体育館
36	旧 飛駒小学校	飛駒町 1497	体育館
37	旧 野上小学校	長谷場町 499	体育館
38	旧 吾妻中学校 (教育センター)	上羽田町 1134-1	正面玄関